

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護  
グループホームまごころ浦和元町

重要事項説明書

# 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

## 重要事項説明書

作成記入日 令和8年4月1日

### 1. 事業者（法人）の概要

法人の名称	シン建工業株式会社
法人の種別	株式会社
法人の代表者氏名	代表取締役 北 清太郎
法人の主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市南区関一丁目13番13号
法人の連絡先	TEL番号 048-837-3000 FAX番号 048-837-2000 ホームページアドレス <a href="http://www.shinken-net.co.jp">http://www.shinken-net.co.jp</a>
資本金	9,800万円
設立年月日	昭和48年10月23日

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	グループホームまごころ浦和元町
介護保険事業所番号	1196501413
管理者氏名	鈴木 貴大
開設年月日	令和5年 4月 1日
事業所の所在地	埼玉県さいたま市浦和区元町3-32-23
事業所の連絡先	TEL番号 048-885-5700 FAX番号 048-885-5702
交通手段	JR京浜東北線 北浦和駅下車 徒歩約15分
損害賠償責任保険加入先	株式会社 損害保険ジャパン

(1) 敷地及び建物

敷地		1,401.30 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄骨造地上 2 階建
	延べ床面積	999.30 m <sup>2</sup>
	利用定員	27 名 (1 ユニット 9 名×3 ユニット)

(2) 主な設備

設備の種類	室数	1F ユニット 1 面積	2F ユニット 2 面積	2F ユニット 3 面積
居室	各ユニット 9 室	9.93 m <sup>2</sup> ×9 室	9.93 m <sup>2</sup> ×9 室	9.93 m <sup>2</sup> ×9 室
台所	各ユニット 1 室	9.39 m <sup>2</sup>	9.39 m <sup>2</sup>	9.93 m <sup>2</sup>
浴室	各ユニット 1 室	7.09 m <sup>2</sup>	7.09 m <sup>2</sup>	7.09 m <sup>2</sup>
脱衣室	各ユニット 1 室	10.39 m <sup>2</sup>	10.39 m <sup>2</sup>	10.39 m <sup>2</sup>
トイレ	各ユニット 3 室	3.31 m <sup>2</sup> ×1 室	3.10 m <sup>2</sup> ×1 室	3.31 m <sup>2</sup> ×1 室
		3.85 m <sup>2</sup> ×1 室	3.85 m <sup>2</sup> ×1 室	3.73 m <sup>2</sup> ×1 室
		6.72 m <sup>2</sup> ×1 室	6.72 m <sup>2</sup> ×1 室	6.72 m <sup>2</sup> ×1 室
食堂・居間	各ユニット 1 室	51.48 m <sup>2</sup>	51.48 m <sup>2</sup> ×1 室	56.11 m <sup>2</sup>

3. 事業所の目的と運営の方針

事業の目的	認知症である要介護状態（要支援状態）の利用者に対して、適切な認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症共同生活介護）を提供することを目的とする。
施設運営の方針	家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した生活を営めるよう日常生活全般にわたる援助を行い、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。

4. 職員体制（従業者の職種・員数・職務内容等）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	0	1	0	0	介護福祉士 介護支援専門員	認知症対応型サービス 管理者研修修了
計画作成担当者	1	0	2	0	0	介護福祉士 介護支援専門員	認知症介護実践研修 修了
介護従事者	19	12	7	3	0	介護福祉士 実務者研修修了 初任者研修修了	

(1) 管理者 1 名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指導を行う。

(2) 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者 15名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

5. 勤務体制（1ユニットに対して）

昼間の体制	3対1	07:00～16:00（早番） 08:45～17:45（日勤） 10:00～19:00（中遅番） 13:00～22:00（遅番）
夜間の体制	9対1 宿直・夜勤の別：夜勤	22:00～07:00（夜勤）

6. 利用状況（令和8年4月1日現在）

利用者数	1ユニット当たり定員9人（ユニット数：1ユニット目）
要介護度別	要支援2：0人、要介護1：0人、要介護2：1人、 要介護3：2人、要介護4：4人、要介護5：1人
利用者数	1ユニット当たり定員9人（ユニット数：2ユニット目）
要介護度別	要支援2：0人、要介護1：2人、要介護2：1人、 要介護3：4人、要介護4：2人、要介護5：0人
利用者数	1ユニット当たり定員9人（ユニット数：3ユニット目）
要介護度別	要支援2：0人、要介護1：1人、要介護2：3人、 要介護3：4人、要介護4：1人、要介護5：0人

7. 利用について

(1) 当該市区町村により介護（要支援）認定、要支援2・要介護1～5の認定を受けた方で、認知症であると医師から診断された方で、当施設指定の利用申込書に必要事項を記入して、お申込み下さい。

(2) 利用前に事前面接を行います。その後、当施設での受け入れが決定した場合は契約となります。契約の有効期限は介護保険認定期間と同じです。但し、引続き認定を受け、利用者又はご家族の終了の申出がない場合は自動的に更新されるものとします。

8. 契約の終了について

(1) 利用者は申出ることにより、この契約を解除することができます。

(2) 施設は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

①利用者のサービス利用料金の支払いが連続して2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以上期間を定めてその期間内に滞納額の全額支払われない場合。

②利用者が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、ハラスメント行為がみられた場合。

③利用者が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、背信行為があった場合。

(3) 利用者が要介護（要支援）認定の更新で非該当（自立）、要支援1と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。

(4) ご家族又は本人の経済状況の変化により生活保護の受給に切り替わった場合は契約を解除する場合がございます。

(5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が介護保険施設に入所した場合。

②利用者が死亡した場合。

③やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合。

## 9. 明渡し時の原状回復

当施設居室の明渡し時において、利用者は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び当施設の経年劣化を除き、当施設居室の原状回復しなければならない。ただし、自然災害等利用者の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

(2) 契約の解除または契約が終了し、居室を明け渡す際は、原状回復の費用ならびに業者清掃に係る費用について、実費担当を入居一時金より精算、もしくは代価を事業所に支払うものとする。

## 10. 当施設利用にあたっての留意事項

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示下さい。
- ・ 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は弁償頂きます。
- ・ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- ・ 面会・・・午前9：00～午後5：00までとする。（事前の連絡により以外の時間も可）
- ・ 外泊、外出・・・外泊、外出届出書を提出する。
- ・ 飲酒、喫煙・・・施設内は禁煙とする。  
かかりつけ医の許可があり、かつ指定の場所にて飲酒，喫煙をする。  
アルコール、タバコ、ライターに関しては自己管理せず、施設管理を条件にする。
- ・ 金銭、貴重品の持込み・・・金銭、貴重品は各自が管理し、万一紛失の場合でも、事業者は一切責任を負わないものとする。但し、事業者への管理依頼も要相談によりできる。
- ・ 所持品の持込み・・・火気厳禁。居室の収納・タンスに収納できる範囲内でお持込下さい。  
各自で管理し、万一の場合、事業者は責任を負わない。
- ・ 施設外での受診・・・家族もしくは介護人が同行することを条件にする。
- ・ 宗教、政治活動・・・各自の自由に任せることとする。但し施設内での活動は禁止する。
- ・ ペット・・・禁止とする。但し治療によるペットは、施設長の許可を必要とする。

11. サービスおよび利用料等

① サービス利用料について

項目	内容	単位数・金額
認知症対応型共同生活介護費	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等、日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等については包括的に提供されること。	要支援2 (介護予防) 749単位/1日あたり  要介護1 753単位/1日あたり 要介護2 788単位/1日あたり 要介護3 812単位/1日あたり  要介護4 828単位/1日あたり 要介護5 845単位/1日あたり
保険対象外サービス	特別食代・理美容代・おむつ代については、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。	
入居一時金	なし	
敷金	60,000円	
居室の提供(家賃)	60,000円/月 2,000円/日	
食事の提供	58,200円/月 1,940円/日 (朝食540円/1食・昼食750円/1食・夕食650円/1食) ※非課税、月30日として計算	
共益費	36,300円/月 1,210円/日 ※非課税、月30日として計算	
個人消耗品の費用	個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。	
他医療機関への受診料	必要時のみ自己負担にてお願い致します。(不定期)	
その他受けられるサービス	きたうらわクリニックによる訪問診療サービス。 訪問看護クロワッサンによる定期的な体調確認。	

② その他加算について

項目	内容	単位数
協力医療連携体制加算	① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している ② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している	(1) ①、②の要件を満たす場合 100単位 (2) それ以外の場合 40単位
医療連携体制加算	事業所の職員として、又は病院、診療所	37単位/日

I (ハ)	若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名上確保していること。	
医療連携体制加算 II	(1) 医療連携体制加算 (I) イ、ロ又はハのいずれかを算定していること。 (2) 算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上であること。 (一) 喀痰吸引を実施している状態。 (二) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。 (三) 中心静脈注射を実施している状態。 (四) 人工腎臓を実施している状態。 (五) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。 (六) 人口膀胱又は人口肛門の処置を実施している状態。 (七) 経鼻胃管や胃婁等の経腸栄養が行われている状態。 (八) 褥瘡に対する治療を実施している状態。 (九) 気管切開が行われている状態。 (十) 留置カテーテルを使用している状態。 (十一) インスリン注射を実施している状態。	1日につき 5単位
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	1日につき 72単位
	死亡日以前4日以上30日以下	1日につき 144単位
	死亡日以前2日又は3日	1日につき 680単位
	死亡日	1日につき 1,280単位
退去時情報提供加算	利用者が退去し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回限り算定する。	250単位 利用者1人につき1回を限度
退去時相談援助加算	利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する	400単位 利用者1人につき1回を限度

	市町村(特別区を含む)及び老人介護支援センター(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ)又は地域包括支援センター(介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう)に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者 1 人につき 1 回を限度として算定する。	
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。	1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として 240 単位
サービス体制強化加算Ⅱ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 50%以上であること。	18 単位/日
介護職員等处遇改善加算Ⅲ	介護職員の賃金改善や職場環境の整備を支援するために、国から事業所へ資金が支給されます。この制度により、職員の働きやすさを向上させ、結果として高品質な介護サービスを提供する為。	1 月につき + 所定単位数 × 155/1000

地域区分 3級地 10.68

③ 支給対象外サービス料金

項 目	単 位	金 額	備 考
コピー代	1部	¥10	
通信費		実 費	切手、はがき代等。
写真代		実 費	
日用品費		実 費	おむつ類等
破損弁償費		実 費	
付添費 (※1) (通 常)	1回 1km 30分	¥1,500 ¥30 ¥1,650	左記料金の1回¥1,500は個別徴収。 1km¥30と30分¥1,650は参加お客様で人数割りします。 1km¥30については、車の台数分発生します。30分¥1,650については、職員の人数分発生します。
付添費 (※1) (夜間) (早朝) (休日)	1回 1km 30分	¥1,500 ¥30 ¥1,650	左記料金の1回¥1,500は個別徴収。 1km¥30円と30分¥1,650は参加されたお客様で人数割りします。1km¥30については、車の台数分発生します。 30分¥1,650については、職員の人数分発生します。
代行費 (付添一有)	1回	¥1,500	
(※2) (付添一無)	1回	¥1,500	左記料金に1km¥30を加えた額で1時間以内。 1時間を超過した場合30分¥1,650を加算。
* 代行 (付添一無) は1時間以内とし、それを越えた場合は30分¥500を加算致します。			
行事費		実 費	

12. サービス提供の記録保存と情報開示

サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保存致します。  
その記録は10:00~17:00の間、当施設にて閲覧できます。

### 13. 保証会社の利用

名称	株式会社イントラスト
	【傷害保険部分の引き受け保険会社】 株式会社 メディックプランニングオフィス 東京支店
	【取扱代理店】 東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 営業第一チーム
登録番号	国土交通大臣（2）第39号【家賃債務保証業者登録番号】
住所	〒102-8013 東京都千代田区麴町1-4 半蔵門ファーストビル2F
	【傷害保険部分の引き受け保険会社】 〒104-0033 東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル3F
	【取扱代理店】 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
連絡先	【フリーダイヤル】 0120-28-3690 <small>（受付時間：平日9：00～17：00まで年末年始除く）</small>
	【傷害保険部分の引き受け保険会社】 03-3515-4143 <small>（受付時間：平日9：00～17：00まで年末年始除く）</small>
	【取扱代理店】 0120-785707 <small>（受付時間：平日9：00～17：00まで年末年始除く）</small>
サービス内容	①介護費用の保証 ②傷害保険（総合生活保険（傷害補償））
料金	初回保証料 ※初回契約時 26,000円／年
	更新保証料 ※2年目以降1年毎 26,000円／年
保証内容	【介護費用保証の内容】

保証限度額	150 万円 ※月々利用料合計の 12 か月分又はそれぞれの限度額まで	
保証の詳細	①居住費（賃料・管理費・生活支援サービス費等） ②介護費用（介護保険対象外費用／上乗せ介護費用） ③食費 ④変動費（光熱費等） ⑤その他のサービス利用料（器具レンタル・家事代行費用等） ⑥退去時の原状回復費 etc	
<b>【傷害保険の内容】</b>		
ケガで入院したとき（支給限度 30 日）	1 日につき	3,000 円
ケガで手術を受けたとき	1 回につき	入院中の手術 3 万円 外来の手術 1,5 万円
ケガで亡くなったとき、後遺障害が残ったとき	後遺障害は等級に応じて傷害死亡保険金額の 100%～78%	30 万円
日常生活に起因する偶然な事故 etc	1 回につき	1,000 万円
入居施設に対する賠償責任および賠償責任の負わない場合の修理費用	1 回につき	500 万円

#### 1 4. 秘密保持の遵守

- (1) 施設及びすべての職員はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報については法人の各事業が提供するサービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、各事業責任者のもとに保管するとともに利用目的に沿った利用

を行います。

なお、下記内容の場合に情報提供を行うことがありますので、ご承知おき下さい。

#### ①内部での利用

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 1) 入退居等の管理   | 5) 施設サービス提供職員の連携           |
| 2) 会計・経理     | 6) 施設サービスや業務の維持            |
| 3) 事故等の報告    | 7) 当該事業所内において行われる学生への実習の協力 |
| 4) 施設サービスの向上 |                            |

#### ②外部への提供

- 1) 利用者等にて提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス推進担当者会議等）、照会の回答。
- 2) 利用者の疾病治療、健康維持のため、主治医等医師への連絡及び健康記録・生活記録。
- 3) ご家族への心身の状況の説明。

#### ③介護保険事務

- 1) 審査支払機関へのレセプト等の提出。
- 2) 審査支払機関又は保険者からの照会の回答。
- 3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等。

### 15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 事業所における虐待の防止のための指針を整備し、所属する介護支援専門員より虐待防止に関する責任者の選定を行い、虐待防止検討委員会を設置します。また、おおむね6カ月に1回以上開催する事とする。
2. 成年後見制度の利用を支援する。
3. 苦情解決体制を整備しています。
4. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
5. 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
6. 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

7.

### 16. 身体拘束等の禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束等の適正化を図るための指針を整備し、身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、介護職員その他の従業者に周知徹底を図り、定期的に研修を実施します。

1. 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
2. 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
3. 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 17. 運営推進会議の設置

委員の構成	・利用者 ・利用者の家族 ・地域住民の代表者 ・市区町村の職員 ・地域包括支援センター職員 ・認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等
開催時期	2ヶ月に1回開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

#### 18. 協力医療機関

医療機関名 所在地 TEL番号 診療科	医療法人 翔誠会 きたうらわクリニック 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-1-10 048-767-7840 一般内科、緩和ケア内科、循環器内科、泌尿器科、精神科
医療機関名 所在地 TEL番号 診療科	医療法人 幸正会 岩槻南病院 埼玉県さいたま市岩槻区黒谷 2 2 5 6 048-798-2001 内科・循環器科・人工透析

19. 事故の防止及び発生時・緊急時の対応方法

介護事故発生の防止・当施設は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。

- ・当施設は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- ・当施設は、事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行います。

事故発生時や利用者の体調悪化時の緊急時の対応方法		容体の確認と応急処置を行う。 119番するとともに主治医へ連絡して指示を受ける。 ご家族へ連絡する。
主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関	
	所在地	
	電話番号	
保証人 身元引受人	①緊急連絡先 フリガナ 氏名	( 続柄 )
	住所	
	勤務先 名称 連絡先	
	電話番号	自宅 携帯
	②緊急連絡先 フリガナ 氏名	( 続柄 )
	住所	
	勤務先 名称 連絡先	
	電話番号	自宅 携帯

## 20. 衛生管理等

- (1) 事業所は、サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施するとともに、常に衛生管理及び感染症発生時における事業継続計画に基づく対策を講じます。
- (2) 事業所は、従業員の衛生管理及び感染症、その他の必要な知識及び技術の取得に努めます。
- (3) 事業所は、利用者、利用者の家族等に施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のための協力を求めます。

## 21. かかりつけ医について、グループホーム入所中は、指定医療機関をかかりつけ医とする。

※緊急時の場合、救急車で受入可能な医療機関への搬送となります。

## 22. ハラスメントの対応

ハラスメントを防止することが短期入所サービスの円滑な利用につながるため、ハラスメントを許さないという基本方針のもと、下記の対応を行います。

身体的暴力	身体的暴力・身体的な力を使って、危害を及ぼす行為
精神的暴力	個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
セクシャルハラスメント	意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。
カスタマーハラスメント	顧客や取引先からのクレームや言動の中でも、特に悪質で労働者の就業環境に悪影響を及ぼす行為を指します。具体的には、以下のような行為が含まれます。 過剰な要求: 社会通念上不相当な手段や態様での要求。 暴言や脅迫: 従業員に対する侮辱的な言動や脅し。 長時間の拘束: 不当な理由での長時間の待機や拘束。 SNSでの誹謗中傷: ソーシャルメディアを通じた攻撃的な言動。

上記のようなハラスメントは、固くお断りしています。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除致します。・事業所の快適性、安全性を確保する為にもご協力をお願いします。

また、利用者もしくは身元保証人による背信行為が発覚した場合も同様となります。

## 23. 非常災害時の対策

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。

また、避難訓練を2回、利用者も参加して行います。

非常災害時の対応	事業所内緊急連絡体制の確立 関係機関への通報 従事者の役割分担
平常時の訓練	従事者の火の始末の点検 防火管理者のチェック
消防計画等	消防署への届出 防火管理者 一色 康平

防犯防火設備 避難設備等の概要	自動火災報知機・消防用非常通報装置・スプリンクラー・ 誘導灯・非常灯・消火器・避難袋
--------------------	---

#### 24. 苦情相談機関

苦情相談窓口 苦情受付方法 電話番号	担当者氏名：施設長 鈴木 貴大 事務所窓口に来所又は電話にて受付 048-885-5700
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：浦和区役所高齢介護課 048-829-6153 さいたま市介護保険課 048-829-1264・1265 埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用） 048-824-2568

#### 25. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っているか。

実施の有無 → 実施なし

#### 26. 情報公開について

当事業所において実施する事業の内容については、インターネット上に開設する事業所のホームページに、運営規程及び重要事項説明書を公開しておりますので、ご確認下さい。

また、施設内にも文書をいつでも閲覧できるよう整えております。

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 埼玉県さいたま市南区関一丁目 13 番 13 号

名 称 シン建工業株式会社

代表者 代表取締役 北 清太郎

説明者 グループホームまごころ浦和元町

氏 名 施設長 鈴木 貴大

私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けて内容に同意し、本書面の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名 印

保証人

住 所

氏 名 印

( 続柄 )